

白岡市監査委員条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

第5条関係

引用条項の改正に伴い、所要の文言整理を行う。

3 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。